

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 行政部
令和2年度4月～7月分 必要に応じて令和元年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和2年9月1日～令和2年10月23日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、管財課及び契約課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 管理職手当の支給について

岐阜市職員の給与に関する条例施行規則第15条第2項は、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない旨規定している。

しかしながら、令和2年6月1日付けで退職した管理職である職員に対して、令和2年4月1日から令和2年6月1日までの間の全日数にわたって勤務していなかったにもかかわらず、4月分及び5月分の管理職手当を支給していた。

今後は、岐阜市職員の給与に関する条例施行規則を遵守し、適正な事務執行

に努められたい。

(3) 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の運用について

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行った都度、支給すると規定している。

郵送又は電子メール等により委員に意見を求める場合も職務を行ったと考えられるが、このような方式で会議が開催された場合、委員に対し報酬を支給している課もあれば、これを支給していない課もある。

今後は、市として統一した運用がされるよう、同条例に定める「職務を行った」の内容を明確にし、これを市内全般に周知されたい。

[意見]

(1) 岐阜市個人情報保護審議会委員に対する報酬の支給について

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行った都度、支給すると規定している。

郵送又は電子メール等により委員に意見を求める場合も職務を行ったと考えられるが、岐阜市個人情報保護審議会において、郵送又は電子メール等を用いて持ち回りの方法により会議を開催した場合は、委員に対し報酬を支給していなかった。

今後は、同条例に定める「職務」の内容で判断し、委員に対する報酬の支給について検討されたい。